

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	藤本 高義
登録番号又は法人番号	85082661
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所所在地	東京都荒川区西日暮里2-26-5 市井ビル3F
処分年月日	令和2年1月30日（理事会決議日）
処分内容（種類）	廃業の勧告及び7年の会員の権利の停止 （東京都行政書士会会則第23条第1項第3号）
上記処分をした理由	<p>被処分者が、入管法施行規則が定める外国人出頭免除規定に違反する、第三者を介した申請取次業務をB株式会社のH氏（非行政書士の疑いあり。）より繰り返し受任し、第三者を介した取次申請を行ったことは、本人からの供述並びに各種証拠書類から、疑いの余地は全く無く、後述する行政書士法や同法施行規則、或いは、東京都行政書士会会則等に違反していることは明白である。また、第三者を介した申請取次業務を繰り返し行ったことは当然許されることではなく、ましてや申請人や所属機関との面談も行わずに、B株式会社のH氏の事実上の運び屋と化していたことは、申請取次制度の根幹を揺るがす極めて悪質な行為である。更には、B株式会社のH氏は、被処分者の補助者であり、被処分者が本来は管理・監督をする立場でありながら、その補助者であるH氏が虚偽申請による入管法違反で逮捕・起訴されており、結果として刑事事件を誘発させた責任は、国家資格者である行政書士として到底免れることはできないものである。</p> <p>以上の理由から上記の処分とする。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>（違反している規則、会則）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、行政書士法第8条第2項違反（二重事務所の禁止） 二、行政書士法第10条違反（信用または品位を害する行為） 三、行政書士法第13条違反（会則遵守の義務違反） 四、行政書士法施行規則第5条第2項違反（補助者の未届出） 五、東京都行政書士会会則第21条違反（名義貸しの禁止） 六、東京都行政書士会申請取次業務適正化委員会規則第8条第1号違反（誓約書に違背）